

都計第5267号

令和 8年 3月30日

公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部  
埼玉県本部長 宮嶋 義伸 様 様

さいたま市長 清水 勇人

さいたま市屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請時における  
建築基準法第64条等の遵守について（通知）

平素より、本市建築行政・屋外広告物行政につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、報道等で御承知のことと存じますが、令和7年8月18日に大阪府中央区宗右衛門町で発生したビル火災について、令和8年1月30日付けで、大阪府消防局から事故調査の最終報告書が公表されたところでございます。本報告書では、様々に考えられる事故要因の一つとして、急速な延焼拡大があったと要因分析され、建築物の外壁に設置された屋外広告物（高さ3m超）が建築基準法第64条の規定に適合せず、不燃材料ではないものが設置されていたことが指摘されています。

このことを受け、本市では、建築基準法第64条（看板等の防火措置）及び同第88条により準用する同第6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）の遵守を徹底して頂くため、屋外広告物許可申請の際に別添チェックリストを用い、注意喚起することとしました。

つきましては、本趣旨を御理解の上、貴団体におかれましても別添チラシを活用して御周知下さいますようお願い申し上げます。

【建築基準法に関すること】

建設局 建築部 建築行政課

担当：建築行政係 島崎、齋藤

防災指導係 駒見

電話：048-829-1533

E-mail：kenchiku-gyosei@city.saitama.lg.jp

【屋外広告物に関すること】

都市局 都市計画部 都市計画課

担当：まちなみ・景観係 中村、海沼

電話：048-829-1409

E-mail：toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp